

令和6年度 長崎県立長崎東中学校・高等学校いじめ防止基本方針

教育方針で目指す生徒像

長崎県教育方針に則って、国際交流の歴史が息づく郷土の伝統と文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、公共の精神を身に付け、我が国や世界の平和と発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成を目指す。

学校いじめ防止基本方針の目的

人間尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめを生まない風土を醸成する。そのために、いじめ問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置を「教職員」「生徒」「保護者」の取組として明記するとともに、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

(定義)

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

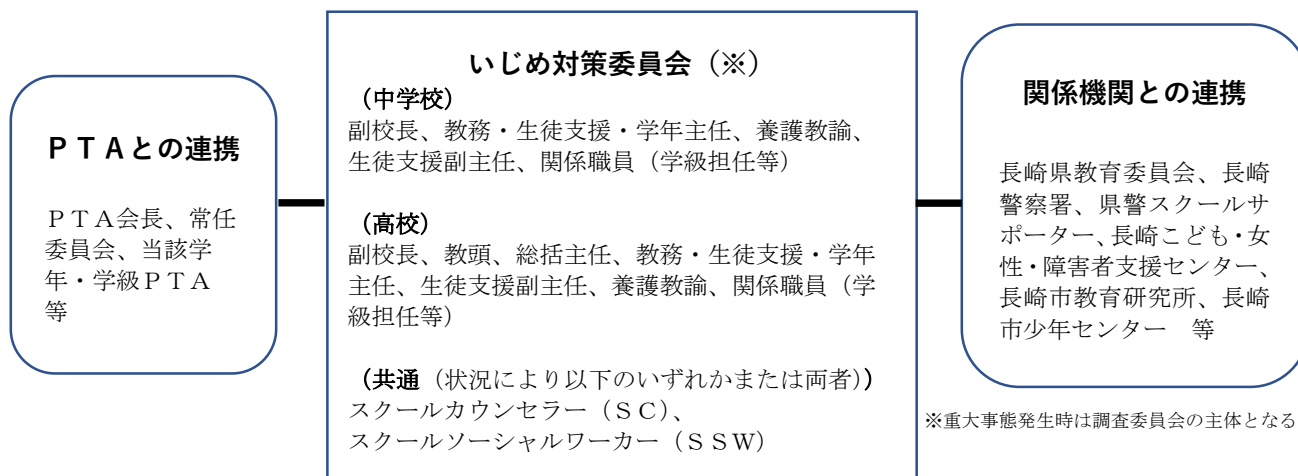
第8条 学校および学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ対策委員会の組織

「いじめ対策委員会」を下記の構成メンバーで組織し、いじめの防止・早期発見・措置等に組織的に対応するとともに、必要に応じて外部専門家の指導や助言を求め、地域関係者とも連携を十分図る等しながら、いじめ問題に機能的に対処していく。なお、いじめの実態を把握したら、早急に「いじめ対策委員会（出席者を限る小委員会を含む）」を開催することで、関係職員の共有を図り組織的に対応する。



学校いじめ防止基本方針の内容

【いじめの防止】

○教職員の取組

- ・いじめについての共通理解を図るとともに、生徒の規範意識や思いやりの心を育て、いじめに向かわない態度・能力を育成する。また「いじめ対策ハンドブック」等を活用するなど、いじめ問題に関する教職員の指導力を向上させる。
- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめを隠さない」「いじめ問題は一人で抱えこまない」を常に意識し、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ・学校として特に配慮が必要な生徒（発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国または国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒）については、日常的に生徒の特性や状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の生徒に対して必要な指導を組織的に行う。

○生徒の取組

- ・「いじめは決してゆるされない」ことを理解し、お互いの人格を尊重し合う態度や心の通う人間関係を構築する態度を養う。

○保護者の取組

- ・家庭において、いじめを許さない道徳心や命の大切さを育むとともに、教育力の向上に努める。
- ・家庭内における子どもの観察に努めるとともに、学校への報告・連絡・相談を密にする。
- ・学校行事やPTA行事、講演会、学校開放期間などの積極的に参加し、子どもの様子を観察する。

【いじめの早期発見】

○教職員の取組

- ・生徒の観察や情報交換を定期的に行うとともに、定期的なアンケートや個人面談を通して、訴えやすい環境作りに努める。
- ・欠席、遅刻、早退の理由を正確に把握する。
- ・校内巡視等により、生徒間の関係性の把握に努めるとともに、生徒の表情や様子を観察する。
- ・教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに「いじめ対策委員会」にその情報を報告し、組織的な対応に努める。さらに、いじめられた生徒や保護者に対する支援やいじめた生徒に対する助言の在り方を工夫し、学校全体で連携・協働する体制を構築する。
- ・学校以外の相談窓口の周知を行う。

○生徒の取組

- ・教職員、保護者、友人に相談するなどして早期対応を行う。また、保護者や先生以外にも相談できる機関や窓口があることを知り、必要に応じて活用する。

○保護者の取組

- ・子どもから相談を受け、いじめと判断される場合は、早期に教職員へ相談するなど措置に努める。必要に応じて、外部の関係機関とも連携を図る。

【いじめに対する措置】

○教職員の取組

- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、保護者等と協力して対応する。
- ・「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかにその指導・支援体制に取り組む。
- ・いじめられた生徒本人及び関係生徒等から事実関係の聴取を行い、確実な情報を保護者へ伝える。いじめから守り通すための対応やいじめられた生徒に寄り添い支える体制づくりなど、いじめられた生徒及びその保護者への支援を行う。また、状況に応じて、心理・福祉等の外部専門機関の協力を得る。
- ・いじめた生徒に関しては、状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないように教育的配慮を行うとともに、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- ・いじめが確認された場合、組織的にいじめをやめさせ、再発防止に努める。
- ・はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。
- ・「いじめの解消」については、継続的な状況を踏まえ、組織的に判断する。また、解消したと判断できる状況になっても、いじめられた生徒、いじめた生徒ともに日常的な観察等を通して継続的な見守りを行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察等の連携を図る。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教委及び警察署などと連携して対処する。

○生徒の取組

- ・いじめの背景や人間関係の問題に関する事実確認に取り組む。
- ・いじめの問題は、いじめられた生徒や関係生徒の人権を守ることが最優先されることを理解する。

○保護者の取組

- ・いじめ問題と認知した場合は、学校や関係機関と協力して、解決に向けて取り組む。その際、個人情報や関係生徒の人権を守ることが最優先されることを十分理解する。
- ・子どもに対して、継続的な対応や心のケアを行い、学校生活への必要な支援がなされるよう学校や関係機関との連携を深める。

重大事態への対処

【重大事態の定義】

○「いじめ防止対策推進法（第28条）」による定義は以下のとおり

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【学校又は学校の設置者（県教育委員会）による調査】

○重大事態の発生と調査

- ・「重大事態の定義」にあてはまる事態が発生した場合は、調査を実施する。（重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない）

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校が組織した「いじめ対策委員会」又は教育委員会が設置した「長崎県いじめ等学校問題対策チーム」が調査を行う。調査は「いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を明確にする。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

※いじめに関するおもな相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
長崎東中学校・高等学校	095-821-4642	8:40～16:40（月～金）
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間 年中無休
こころとこころのほっとライン@ながさき	Web ページ（※）	相談 18:00～22:00（受付 21:30 まで）
子どもの人権110番	0120-007-110	9:00～17:15（月～金） 祝日・年末年始を除く
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日） 毎月第1・第3土曜日は24時間対応
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15（月～金） 祝日・年末年始を除く

※Web ページ：SNS 相談窓口「こころとこころのほっとライン@ながさき」